

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、スターティアホールディングス株式会社と称し、英文では Startia Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国会社における組合に相当するものを含む。）、及びその他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 電話及びインターネット等、電気通信事業関連の通信提供サービス
2. 情報システム及び通信システムに関するコンサルティング、企画、開発、構築並びに運営管理
3. 生産、販売、財務等経営に関するコンサルティング
4. コンピューター、事務機器、電気通信機器及びこれらの周辺機器の販売、賃貸、保守又はサポート事業
5. コンピューター、事務機器、電気通信機器及びこれらの周辺機器の販売の仲介・斡旋
6. 宅地建物取引業
7. 内装仕上工事業
8. 電気通信工事業
9. 電気工事業
10. 空気調和設備工事業
11. 管工事業
12. インテリア用品の販売
13. 事務機器の中古製品、電気通信機器の中古製品及びこれらの周辺機器の中古製品の売買
14. 建築工事業
15. 有料職業紹介事業
16. 労働者派遣事業
17. 建具工事業
18. 第一種貨物利用運送業
19. 損害保険代理店業

20. 支払事務代行業及び請求事務代行業
21. LED 照明等環境関連機器及びその周辺機器・部品の販売、施工、保守又は賃貸
22. 小売電気事業及び小売電気事業の媒介・取次・代理
23. ガス小売事業及びガス小売事業の媒介・取次・代理
24. 電話受付代行業
25. 有価証券の運用、投資、売買保有
26. 各種金融商品の企画、開発、販売
27. 投資業及び投資顧問業
28. 国内外投資先の斡旋、仲介業
29. ホームページの制作及び販売
30. アプリケーションの開発及び販売
31. インターネットのコンテンツの制作及び販売
32. 書籍の出版
33. 電子書籍の出版及び販売
34. 広告の企画・制作及び広告代理店業
35. 各種コンサルティング業
36. 高度管理医療機器等の販売及び賃貸
37. インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバ又はその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる事業
38. 業務の委託者と受託者の媒介
39. インターネットメディアの運営
40. 営業アウトソーシング事業
41. ヘルプデスク事業
42. 人材育成のための教育・研修事業
43. データ入力、文書管理及びその他の事務作業の代行業
44. 講演会、ゲーム・スポーツその他各種イベントの企画、興行及び運営
45. 国際貿易業
46. 前各号に関連又は附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、35,200,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に関する情報を、総務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を定める。

- 2 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は会社法第 370 条の要件を充たした時は取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第 29 条 当会社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会の決議によって監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 第 1 項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

主總會終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主總會の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 427 条第 1 項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主總會の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時株主総会終結のときまでとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該
定時株主総会で再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1
項各号に掲げる事項を定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 6 月 30 日、9 月 30 日、12 月 31 日及び 3 月 3
1 日とする。剰余金の配当は基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株
主又は登録株式質権者に対して支払う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、
当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の剰余金の配当には利息はつけない。